

地域振興会議資料

令和6年3月5日

午後1時30分より

散岐地区公民館

# 散岐地区の現状

世帯数 506 世帯

人口 1,285 人 うち高齢者数 558 人(43.4%)

令和5年9月30日現在

散岐小学校 児童数 57名

現在は鳥取市立学校適正配置問題で『散岐の教育を考える会』を  
たちあげて検討中

散岐保育園 園児数 17名 毎年減少傾向

散岐地区の特産

主に梨・柿 どちらの農家も減少傾向

令和5年度 ふるさと散岐地域づくり協議会事業報告

月日	曜日	専門部	内 容	参加人数
4/8	金		総会	40人
5/10	水		第1回役員会	9人
6/6	月	教育文化	第1回専門部会（各部落長・自治会長含む）	25人
6/17	土	教育文化	モルック大会 地区住民対抗戦	37人
8/28	月	教育文化	第2回専門部会	12人
9/30	土	地域活性化	倉吉防災センター研修 今年度は救急救命訓練他	24人
10/14	土	教育文化	小学生とモルック *小学生と地区民との対抗戦	41人
11/3	金	教育文化	みんなで河原城へ行こう！*売沼神社に集合	28人
11/7	火	地域活性化	第1回専門部会	8人
12/2	土	地域活性化	声かけ見守り活動 <small>赤飯と地元特産品の配布・散岐小学校児童によるメッセージカード</small>	12人
12/16	土	地域活性化	門松づくり 6年度は平日に行い小学生も一緒に作成予定	15人
1/17	水	教育文化	第3回専門部会	9人
1/22	月	地域活性化	第2回専門部会	6人
2/29	木		役員会	人
			監査会	人
			*R6年度につきましては、別途事業検討中	
			R6年度については予算増額申請で事業を増やしていく予定	

## 地域交通関係(さんき楽楽バス)

### \* 利用状況

R5年4月～R5年12月の利用者数 約2,400人

月平均260人 一日平均13人

利用者数は午前中が約6割～7割程度

### \* 現在の時刻表通り変更はなし

夏時間・冬時間に分かれており夏時間については

終了時間が午後7時・冬時間については午後6時終了。

### \* 運賃

大人200円・小人100円・身障者半額

### \* 路線

山上・小倉～エスマート

(荻原医院経由)

### \* その他

小学校の休日の参観日等学校からの依頼がある場合は運行

運転協力者の高齢化

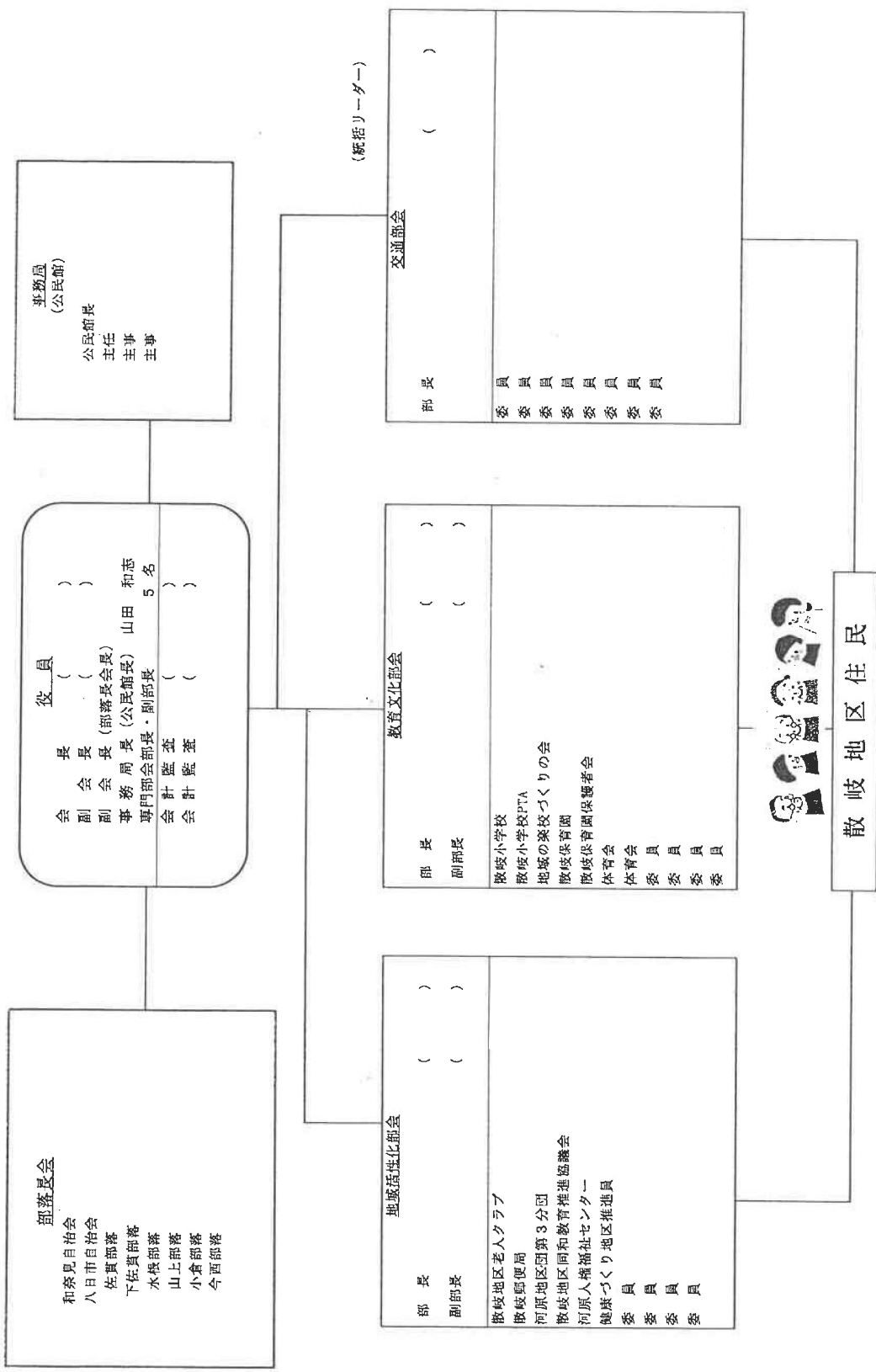
## 共助交通の取り組み

	ふるさと散岐地域づくり協議会地域交通部会
広報	毎月地域交通だよりでの進捗状況について全戸配布 部落長へのお願い
令和2年 9月	第1回地域交通を考える会として各団体代表者・ 部落長への当地域の交通廃止に係る説明会
令和2年10月	第2回地域交通を考える会 鳥取市交通政策課から廃止の経緯・ 今後の計画についての説明 本運行に向けての地域交通リーダーの決定 アンケート調査実施の計画
令和2年11月	地域全戸にアンケート調査実施
令和3年 2月	第3回地域交通を考える会 アンケート調査の結果発表 配布440戸・回答数280戸 回答率63% 地域交通本運行の為の活動組織母体の決定 活動母体としてふるさと散岐 地域づくり協議会地域交通部会 立ち上げ
令和3年 3月	第1回ふるさと散岐地域づくり協議会 交通部会 今後の活動内容について
令和3年 5月	第2回ふるさと散岐地域づくり協議会 交通部会 試験運行実施に向けての意見交換
令和3年 7月	試験運行時刻表の各停留所への掲示
令和3年 8月	試験運行実施 8月2日～8月6日 5日間
令和3年 8月	運転協力者との意見交換会 停留書・荻原医院の追加

令和3年 9月	地域交通部会報告会 試験運行・今後の方針について
令和3年 11月	来年度予算書提出 バス駐車場について ⇒行政財産使用許可書 ⇒減免回答書 (協働推進課)
令和3年 12月	有償運送講習受講 6名 12月8日講習済み
令和3年12月	運転協力者の時間割聞き取りの会
令和4年 1月	ふるさと散岐地域づくり協議会地域交通部会報告会
令和4年 1月	鳥取市生活交通会議
令和4年 1月	勤務表作定打ち合わせ・バス停時刻表の取り付けについて
令和4年 2月	自家用車有償運送の登録申請(鳥取運輸支局へ)
令和4年 3月	登録認可中鳥交第14号
令和4年 3月	車両納車(運賃箱取り付け) 試験運行・停留所の確認・時刻表貼り付け・ 登録免許税¥15000納付・ 自動車保険加入 3月22日 納車3月23日
令和4年 3月	本運行に向けての最終会議
令和4年 3月	運航開始式
令和4年 4月	<b>運行開始</b> <b>祝</b>
令和4年 5月	意見交換会 小倉公民館にて 会長・部長・事務局 勤務割について 時刻表一部変更
令和5年 3月	ぴよんぴよんネット取材・テレビ放送 (谷本氏離職)
令和5年5月	楽楽バスユニフォーム作成 (下田彰久氏・柳本氏加入) 前田伸二氏・柳本博氏有償運送講習受講 柳本氏4回の同乗試運転
令和5年8月	前期打ち合わせ会  問題が出た時は、随時交通部会にて話し合い

令和6年度『ふるさと散岐地域づくり協議会』組織図(案)

まち



## 地区公民館条例の制定について

(令和 6 年度からの地区公民館の使用について)

### 1. これまでの経過・概要

協働のまちづくり元年(平成 20 年度)から 15 年が経過し、人口減少、年齢構成や家族構成の変化など、地域を取り巻く環境は大きく変化しています。そのような中で、地区公民館は地域コミュニティの維持と持続的な発展を維持するセンター的な役割や、地域の防災拠点としての役割などが求められています。

このことを踏まえ、地域組織を支援する取組の一環として、令和元年から地区公民館のあり方の検討を進め、地区公民館をより幅広いニーズに柔軟に応える施設とすることで、地域の活性化、生涯学習事業の充実等につなげることや、福祉、防災などの地域課題の解決等が図られるように、**本年 12 月の市議会において地区公民館の新たな条例を制定しました。**

この見直しによって、複数地区での合同事業の開催や、民間事業者等への貸出、営利活動など、新しいニーズに応えることができ、**地区公民館が、これまで以上に多様な主体とつながることで、地域課題の解決や新たな魅力の創出などにつながる施設**になることを期待しています。

**令和 6 年 4 月からは、この新たな地区公民館の条例に基づく運用**となります。

### 2. 主な変更点

- ① 地区公民館を幅広く活用していくため、現行の社会教育法に基づく公民館条例を廃止し、新たな「地区公民館条例」を制定しました。
- ② 施設の名称は、「地区公民館」のままとします。
- ③ 施設の所管を教育委員会から市長部局へ移管します。ただし、地区公民館で行われる生涯学習事業は、引き続き教育委員会と連携しながら推進していきます。
- ④ 利用制限を緩和し、公民館を利用できる対象範囲を拡大します。
- ⑤ 営利目的で公民館を使用する場合は、施設使用料を徴収します。

### 3. 公民館の使用について

令和 6 年 4 月からの地区公民館の使用は以下のとおりとなります。

No.	項目	使用料	必要書類等	受付可能時期
1	対象区域の住民が地域活動・社会教育活動で使用	無料	使用申込書	使用日の 1 年前から
2	対象区域外の住民・営利を目的としない団体が地域活動・社会教育活動で使用	無料	使用申込書	使用日の 1 か月前から
3	個人・営利を目的としない団体が地域活動・社会教育活動以外で使用	有料	利用団体確認票、 使用申込書	使用日の 1 か月前から
4	個人・営利を目的としない団体が営利目的で使用	有料(2倍)	利用団体確認票、 使用申込書	使用日の 1 か月前から
5	民間企業が使用	有料(2倍)	利用団体確認票、 使用申込書	使用日の 1 か月前から



(補足)

※有料使用の場合、利用団体確認票を協働推進課に提出していただきます。使用目的等の確認を行い、使用可否の判定を行います。(使用を許可した団体等は、全公民館で登録情報を共有します)

※有料使用の場合、協働推進課が発行する納付書で使用料を市に納めていただきます。

※地域住民・地域外住民の判断は、使用申請者(代表者)の住所地によるものとします。

※地域住民の使用を優先するため、受付可能時期に差を設けています。

※地域活動とは、地域の皆さんで自主的・主体的に行っている活動で、福祉、防災、環境美化などの地域課題の解決に向けた取り組みや、住民同士のつながりづくりなどです。

※社会教育活動とは、主に社会教育関係団体等が行う活動で、学習・文化・スポーツなど社会教育に関する事業を行い、地域文化・スポーツの向上・社会福祉の増進などにつながる活動です。

※営利目的とは、製品販売や宣伝を主たる目的とする催事や営業活動、勧誘活動のことで、私塾や生業としている指導者が主催する講座や授業、レッスンも営利目的となります。株式会社や個人事業主、税理士・弁護士等は営利団体となります。

※営利目的団体等の使用で、地域住民からの依頼により、地域活動や社会教育活動につながる取り組み(社会貢献活動など)は、無料とします。

(この場合は、地域側が公民館の使用申込をしていただければと思います)

#### 4. 河原地域の地区公民館の状況 (別紙参照)

①河原地域地区公民館の対象区域

②河原地域地区公民館の使用料を設定する部屋

## 河原地域地区公民館の対象区域

公民館名	対象区域
河原地区公民館	河原町河原、河原町渡一木、河原町谷一木、河原町長瀬、河原町袋河原、河原町布袋、河原町稻常、河原町西円通寺、河原町鮎ヶ丘
国英地区公民館	河原町山手、河原町郷原、河原町三谷、河原町釜口、河原町高福、河原町徳吉、河原町今在家、河原町片山
八上地区公民館	河原町天神原、河原町曳田
散岐地区公民館	河原町和奈見、河原町八日市、河原町佐貫、河原町水根、河原町山上、河原町小倉
西郷地区公民館	河原町中井、河原町本鹿、河原町小河内、河原町神馬、河原町牛戸、河原町湯谷、河原町小畑、河原町弓河内、河原町北村

## 河原地域地区公民館の使用料を設定する部屋

館名	階	部屋名	面積(m <sup>2</sup> )	使用料	使用料
				日中 (円) 8:30~17:00	夜間 (円) 17:00~22:00
河原	1	研修室	30	150	300
	2	会議室	69	300	600
	1	調理室	42	300	600
国英	1	研修室1	42	150	300
	1	研修室2	42	150	300
	1	研修室3	56	300	600
	1	和室	42	150	300
	1	調理室	48	300	600
八上	1	研修室	26	150	300
	1	調理実習室	14	300	600
	2	集会室	83	300	600
散岐	1	会議室	36	150	300
	1	調理実習室	24	300	600
	2	大会議室	108	500	1,000
西郷	1	会議室	67	300	600
	1	調理室	42	300	600
	1	大ホール	199	700	1,400
	1	和室 (洋室)	39	150	300

※金額は1時間当たりとなります。

※営利目的での使用は、この表の金額の2倍となります。

※冷暖房設備を使用する場合は、この表の金額の1/2が加算されます。

※調理実習室の使用料には、ガス代・水道代を含むものとします。

## 【資料3】

### 鳥取市新市域振興ビジョン推進計画と鳥取市中山間地域対策強化方針との整合 について

鳥取市新市域振興ビジョン（以下、振興ビジョン）は、平成26年8月に、新市域の10年先を見据えた地域の特性を活かしたまちづくりの方向性を示すものとして策定し、計画期間は令和5年度末までとなっています。

今後も引き続き、新市域の特色ある地域づくり、課題解決に向けて必要な施策について、鳥取市中山間地域対策強化方針（以下、強化方針）に織り込み、本市全体の魅力ある中山間地域の振興をめざすこととしています。

具体的には、振興ビジョン推進計画に位置づけられた事業（完了事業等も含む）を、強化方針の関連事業として位置づけ進行管理を行います。なお、この振興ビジョン推進計画については、令和5年7月31日（金）第3回河原地域振興会議で進捗状況は説明をしているところです。

資料3-1 新市域振興ビジョンの中山間地域対策強化方針への位置づけ

資料3-2 鳥取市中山間地域対策強化方針（令和3年度～7年度）

資料3-3 鳥取市中山間地域対策強化方針 関連事業（河原地域）

新市域振興ビジョンの中山間地域対策強化方針への位置づけ

	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12
全市	第 8 次総合計画・基本構想 (H18～H27)																									
							第 9 次総合計画・基本構想 (H23～R2)																			
													第 10 次総合計画・基本構想 (H28～R7)													
																			第 11 次総合計画・基本構想 (R3～R12)							
新市	新市まちづくり計画 (H16～H31)																									
							新市域振興ビジョン (H26～R5)						地域プラン (支所毎)													
中山間地域							中山間地域対策強化方針 (H23～H27)																			
													中山間地域対策強化方針 (H28～R2)													
	中山間地域対策強化方針は 総合計画の基本計画期間と整合を図っている。																		中山間地域対策強化方針 (R3～R7)							
																			中山間地域対策強化方針 (R8～R12)							

# 鳥取市中山間地域対策強化方針

(令和 3 年度～ 7 年度版)

鳥 取 市

令和 6 年 2 月改定

## 目 次

はじめに	1
I 方針の趣旨	
II 方針の位置づけ	
III 方針の期間	
IV 方針の検証	
中山間地域の現状と課題・目標・施策の展開	2
I 現状と優先的に取り組む課題	
II 強化の目標	
III 施策の展開	
IV 推進体制と進行管理	
強化施策の推進事業	5
1 安心して暮らし続けることのできる地域の維持	5
2 地場産業の活性化と雇用の確保	7
3 魅力ある地域づくり・人づくりの推進	9
4 交流による活性化と移住定住の推進	10

## I 方針の趣旨

本市の中山間地域<sup>1</sup>は、令和3年3月末現在、市域の約9割の面積を占め、人口の半数が居住しており、豊かな自然や景観、歴史、文化に恵まれ、また土地の保全、食料の供給、水源のかん養など、多面的・公益的な機能を有しています。さらに、豊かな自然・文化・歴史に育まれた地域の農林水産物、和紙や陶芸などの伝統工芸や麒麟獅子舞など、魅力あふれる地域資源が存在しています。

しかしながら、全国的にも人口減少や少子高齢化が進む中、本市においても人口減少による過疎化・高齢化がさらに進行するとともに、空き家の増加、小規模・高齢化が進む集落の増加など、地域の実情もより厳しいものとなっています。

一方、新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い大都市への人口の集中によるリスクが露呈し、人々の意識、価値観や暮らし方、働き方に変化が生じる中、自然環境や生活のゆとり等、中山間地域の魅力がなお一層見直されてきております。このことから、中山間地域が保有する景観や伝統文化等を都市住民との共有財産として守り育て、それらを生かした交流施策などを積極的に展開することにより、地域の活力を再生していくことが重要です。

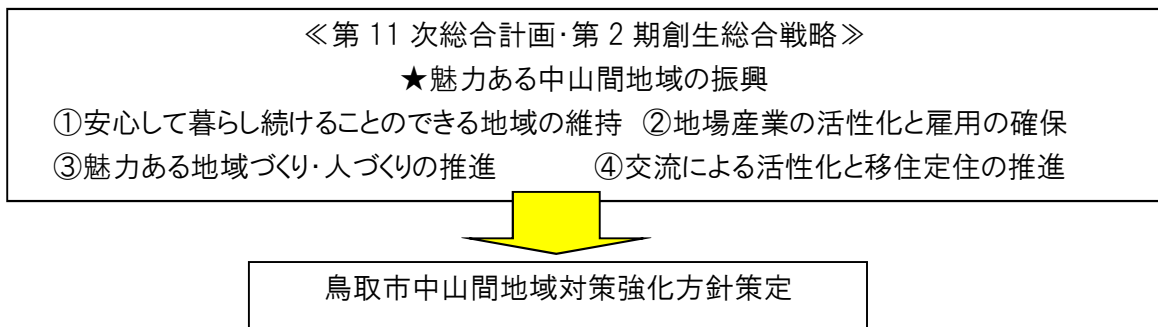
こうした認識のもと、中山間地域の持続的発展につながる取り組みを進めていくためにも、市が地域住民と共に協働の理念のもと、地域の直面する課題に適切に対応するとともに、都市部など地域外との積極的な物的・人的な交流・連携を通じて地域活力の向上を図ることが重要です。

これらを踏まえ「鳥取市中山間地域対策強化方針」では、施策と考え方、具体的な事業を明らかにし、第11次鳥取市総合計画や鳥取市創生総合戦略との整合も図りながら新たな社会情勢の変化にも対応できるよう内容の見直しを図っていきます。

## II 方針の位置づけ

中山間地域対策強化方針は、総合計画の「重点施策」となる第2期創生総合戦略(令和3年度～7年度)において、「魅力ある中山間地域の振興」に位置づけ、重点的に取り組みを進めていきます。

本方針では、この第11次総合計画・第2期創生総合戦略に基づき令和7年度に向けて特に強化すべき施策についての考え方や事業を明らかにし、推進していきます。



## III 方針の期間

この方針の期間は、第11次総合計画・第2期創生総合戦略にあわせて、令和3年度から令和7年度までの5年間とします。

## IV 方針の検証

各施策の実施状況、成果、数値目標の達成状況等について、毎年検証します。

<sup>1</sup> ここで「中山間地域」とは、鳥取県みんなで取り組む中山間地域振興条例第2条第1項に規定する中山間地域をさす



## I 現状と優先的に取り組む課題

### 山間集落实態調査の結果等

#### 中山間地域を取り巻く現状

##### 安心して暮らし続けることのできる地域の維持

- ・人口の減少・過疎化の進行 ・独居世帯の増加 ・小規模高齢化集落等の拡大
- ・移動に制約を受ける地域や人の増加 ・防犯、防災及び緊急時対応への不安
- ・日常生活における利便性の低下(交通、買い物等)

##### 地場産業の活性化と雇用の確保

- ・農林水産業の縮小(後継者不足、遊休農地・耕作放棄地の増加、荒廃林地・有害鳥獣被害の増加)

##### 魅力ある地域づくり・人づくりの推進

- ・伝統芸能・伝統工芸等の漸減 ・空き家の増加 ・小規模高齢化集落等の拡大

##### 交流による活性化と移住定住の推進

- ・ライフスタイルに対するニーズの多様化 ・地域コミュニティの希薄化 ・Uターンの意思の希薄化

#### 優先的に取り組むべき課題

##### 安心して暮らし続けることのできる地域の維持

- ・防犯・防災や緊急時支援システムの確立 ・日常生活の利便性の向上
- ・地域コミュニティを維持する仕組みづくり ・地域包括ケアシステムの体制・環境づくり

##### 地場産業の活性化と雇用の確保

- ・担い手の育成、耕作放棄地の再利用・有効活用、農商工連携による農産加工品のブランド化、企業誘致等による雇用の確保等

##### 魅力ある地域づくり・人づくりの推進

- ・集落機能低下への対応(リーダーの育成、現状・ニーズ把握、担い手の確保) ・持続可能な地域づくり
- ・伝統芸能・伝統工芸等の保護と伝承、空き家・遊休施設(市有)の把握と有効活用(拠点づくり)

##### 交流による活性化と移住定住の推進

- ・若者定住 ・むらとまちの交流促進 ・地域資源の活用 ・協力隊の活用

### 「鳥取市中山間地域対策強化方針」の策定・見直し

#### 〇市の将来像

「いつまでも暮らしたい、だれもが暮らしたくなる、  
自信と誇り・夢と希望に満ちた鳥取市」 の実現

## II 強化の目標

目標とは、この強化方針でめざす中山間地域の姿を示すものであり、次のように設定します。

いつまでも暮らしたい、暮らしてみたいふるさと 鳥取

中山間地域に暮らす人たちが、このままずっと住み続けたいと思える安全・安心で温かみのあるふるさと、そして、都会に暮らす人たちが移り住んでみたいと思える魅力ある中山間地域を形成していくことをめざします。

## III 施策の展開

先に掲げた目標を具体的に実現していくため強化施策を次のように設定し、その展開を図ります。

### 1 安心して暮らし続けることのできる地域の維持

中山間地域に暮らすすべての人々が安全に安心して暮らし続けられる施策を推進します。

### 2 地場産業の活性化と雇用の確保

中山間地域の主要産業である農林業等の活性化を図り、雇用を確保するための施策を推進します。

### 3 魅力ある地域づくり・人づくりの推進

中山間地域の資源や恵みを最大限に活かすことのできる地域づくりや人づくりの活動を推進します。

### 4 交流による活性化と移住定住の推進

中山間地域の活性化を図るため、地域間交流を促進するとともに、UJIターン者の移住定住を推進します。

## 【施策の内容】

### 1 安心して暮らし続けることのできる地域の維持

(住み慣れた地域で安心して暮らし続けられる環境づくり)

- ① 健康づくり・地域共生社会の推進
- ② 交通の確保・情報伝達体制の強化
- ③ 防災・防犯の取り組みの推進
- ④ 買い物弱者対策・地域商業の創出
- ⑤ 持続可能な地域形成の推進

### 2 地場産業の活性化と雇用の確保

(特色を活かした産業の活性化・雇用の創出)

- ① 6次産業化・農商工連携の推進

- ② 担い手の確保・育成と農林水産物、農林水産加工品等の販路拡大
- ③ 農地等の保全・維持
- ④ 地域の再生可能エネルギー源の有効活用
- ⑤ ソーシャル・コミュニティビジネス等の支援・促進

### 3 魅力ある地域づくり・人づくりの推進

(「個性」「魅力」を活かした地域づくり、人づくりの推進並びに集落の維持・活性化)

- ① まちづくり協議会等を核とした魅力と活力の向上
- ② 地域で活躍する人材の育成
- ③ 地域運営組織立ち上げによる住民主体の地域づくり
- ④ 小規模・高齢化集落の活性化の推進
- ⑤ 伝統芸能・伝統行事等の維持・継承

### 4 交流による活性化と移住定住の促進

(定住人口、交流人口の拡大)

- ① ふるさと・いなか回帰の促進
- ② むら・まち交流とグリーンツーリズム促進
- ③ 特色ある地域資源・伝統行事等による観光振興

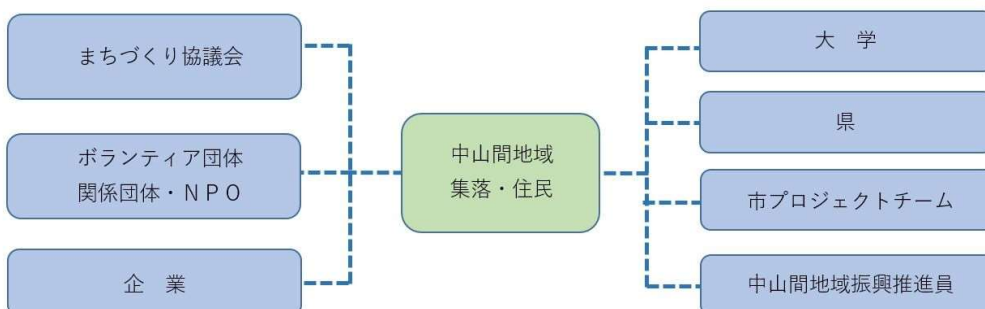
## IV 推進体制と進行管理

(1)この方針は、まちづくり協議会・中山間地域・集落・住民・行政等が連携・協働して推進していきます。また、中山間地域・集落の取り組みに対しては中山間地域振興推進員が情報提供や各種調整を行います。

(2)庁内においては、「中山間地域対策強化プロジェクトチーム」が中心となって市関係課との横断的な情報交換を行い、取り組みの連携強化を図るとともに、県やボランティア団体・企業・大学・商工団体・農協・森林組合など関係団体との連携も図り、効果的に施策を実施します。さらに、中山間地域振興推進員が必要に応じて地域に出向きサポートや相談業務に応じます。

(3)当該プロジェクトチームは、施策内容の検討、進行管理を行うとともに、中山間地域の実状を把握し、必要に応じて強化方針の見直しを行います。

### 【推進体制】



## 強化施策の推進事業

### 1 安心して暮らし続けることのできる地域の維持 住み慣れた地域で安心して暮らし続けられる環境づくり

#### ① 健康づくり・地域共生社会の推進

＝新規＝

・身近な地域において、住民の福祉課題に気づき、情報の共有・支え合いを行うため、地域における福祉の「話し合い」、「支え合い」、「学び」の場づくりを鳥取市社会福祉協議会との協働で推進します。

【地域福祉課】

＝継続＝

・身近な圏域で、様々な生活課題に関する相談を、一旦丸ごと受け付ける「地域福祉相談センター」を設置し、課題の早期発見・解決を図ります。

【地域福祉課】

＝継続＝

・地域見守り活動支援や愛の一声運動、となり組福祉員や地域・福祉活動コーディネーターの設置の拡充強化を図るとともに、これらのネットワーク化を推進します。

【地域福祉課】

＝継続＝

・ひとり暮らしの高齢者などで除雪が困難で外出できない方の孤立を防ぐため、地域における除雪態勢が整うまでの間、鳥取市職員で編成した除雪応援隊を派遣します。

【地域福祉課、危機管理課】

＝継続＝

・中山間地域振興推進員(1名設置)が小規模高齢化集落等へのサポートや相談対応を行います。

【地域振興課】

＝継続＝

・中山間地域等で事業活動を営む事業者と行政機関が連携し、住民の日常生活の異常等を早期発見する体制を整備することにより、中山間地域等で安全で安心して生活できる地域づくりを推進します。

【長寿社会課、地域振興課】

＝継続＝

・「とっとり市民元気プラン2021」に基づき、地域での健康づくりに取り組むなど、健康を維持し、そこで生活する人々が元気で活躍する地域を目指します。

【健康・子育て推進課】

#### ② 生活交通の確保・情報伝達体制の強化

＝新規＝

・「鳥取市生活交通創生ビジョン」に基づき、バス路線の再編や交通事業者に対する財政支援、地域が運行主体となる交通空白地有償運送の支援などに取り組み、地域の実情に合った利便性の高い生活交通を確保します。

【交通政策課】

＝新規＝

・光ケーブル未整備地域の解消を進め、超高速インターネット等が利用できる情報基盤を整備し、情報格差の是正を図ります。

【情報政策課】

### ③ 防災、防犯の取り組みの推進

＝継続＝

・地域防災リーダーの養成のほか地域の自主防災の取り組みを支援し、地域防災力の向上を図ります。また、避難行動要支援者支援制度の活用など、地域の実情に応じたきめ細かな防災対策を推進します。

【危機管理課、地域福祉課】

＝継続＝

・土砂災害防止法に基づく土砂災害特別警戒区域(レッド区域)の多くは中山間地域にあります。レッド区域内で住宅の建替えなどを行う際に建築基準法の構造規制を満たすための建築構造の増強や、区域外への移転などに対して補助を行い、中山間地域の安全な暮らしを支援します。

【建築指導課】

＝継続＝

・土砂災害の防止には、えん堤や擁壁設置等の対策事業の実施が最も有効であるため、事業主体の鳥取県に整備の推進を要望します。

【都市企画課】

＝継続＝

・振り込め詐欺や悪質な訪問販売、盗難等の被害からひとり暮らし高齢者などを守るため、啓発活動を強化するとともに、防犯パトロール等地域による防犯の取り組みに対し支援をします。

【市民総合相談課・協働推進課】

### ④ 買い物弱者対策の検討や地域商業の維持

＝継続＝

・食料品等の日常の買い物が困難な状況に置かれている、いわゆる買い物弱者に対する支援策について、商業・交通・流通・福祉・ICTの活用など幅広い観点から検討し取り組みます。対策として、民間企業と連携した移動販売による買い物支援や見守り福祉サービスを行い、生活サービスの維持を図ります。また、地域商店の維持や地域課題をビジネスとして取り組むコミュニティビジネスの促進等にも併せて取り組みます。

【経済・雇用戦略課、地域振興課、長寿社会課】

### ⑤ 持続可能な地域形成の推進

＝継続＝

・将来にわたり地域住民が安心して暮らし続けることができる地域づくりに住民自らが主体的に取り組む「小さな拠点」機能形成の仕組みづくりを支援します。

【地域振興課・河原町総合支所・気高町総合支所】

＝継続＝

・地域拠点における、次世代の若いリーダーとしての担い手の確保・雇用と育成を支援します。

【地域振興課】

＝新規＝

・地域内の複数の事業者による年間を通じた仕事の創出や、職員を年間で雇用してそれぞれの地域事業者に派遣する事業協同組合の設立等についての検討を行います。

【地域振興課】

＝継続＝

・大雪時の市民との協働による除雪対策として、町内会等が生活道路確保のため実施する自主的な除雪活動に係る経費の一部を支援します。

【協働推進課】

=継続=

・野生鳥獣による被害防止対策を強化することで、住民の安全確保とともに、農林業の振興を図ります。

【農政企画課】

### ◎主要強化施策に係る達成目標値・現在値

達成基準	R7年度目標値	現在値(R2実績)	担当課
共助交通の導入件数（累計）	8件	3件	交通政策課
無店舗地区数	維持	0地区	地域振興課
小さな拠点の形成箇所数（累計）	4件	2件	地域振興課

## 2 地場産業の活性化と雇用の確保

### 特色を活かした産業の活性化・雇用の創出

#### ① 6次産業化・農商工連携の推進

=継続=

・農産物・農産加工品、伝統工芸品のブランド化・高付加価値化を推進するとともに、農商工連携や産学官連携などのネットワーク化の充実を図りながら、新商品の開発等、6次産業化<sup>2</sup>の取組を積極的に促進します。

【経済・雇用戦略課、農政企画課】

=継続=

・農村地域の活性化や農業経営体の経営の多角化を図るため、生産者による農業生産物のブランド化、市街地消費者への対面販売、地産地消レストランの経営、観光との組み合わせなど、6次産業<sup>2</sup>化の育成を支援します。

【農政企画課、経済・雇用戦略課】

=継続=

・恵まれた自然環境、安価な土地、遊休施設の活用など、中山間地域の優位性を活かした企業誘致活動を展開し、併せて農業等への新規参入により地域雇用の創出を図ります。

【企業立地・支援課、農政企画課】

#### ② 担い手の確保・育成と農林水産物、農林水産加工品等の販路拡大

=継続=

・人工知能(AI)やIoT<sup>3</sup>を活用したスマート農業等の積極的な導入を推進し、農業経営の効率化と安定化を図ります。

【農政企画課】

<sup>2</sup>「6次産業」とは、農産物の生産(第一次産業)だけでなく、農業のブランド化、消費者への直接販売、レストランの経営など、食品加工(第二次産業)、流通、販売(第三次産業)にも農業者が主体的かつ総合的に関わることをいう。加工賃や流通マージンなどの今まで第二次・第三次産業の事業者が得ていた付加価値を、農業者自身が得ることによって農業を活性化する。

<sup>3</sup>「IoT」とは、コンピュータなどの情報・通信機器だけでなく、世の中に存在する様々な物体(モノ)に通信機能を持たせ、インターネット接続や相互通信により、自動認識や自動制御、遠隔計測などを行うこと。

＝継続＝

・農林水産物、農林水産加工品等の県外への販売や、地域事業者との共同商品開発・製造などに取り組む地域商社ととっとり等との連携により、生産者の販売拡大の取り組みを支援します。

【農政企画課、経済・雇用戦略課】

＝継続＝

・民間の活力により中山間地域の活性化を図るため、むらづくりに関する会社又は共助型農業を促進するため、集落営農の組織化、法人化、営農組織の広域化など、あらゆる分野における法人事業化について支援・検討します。

【経済・雇用戦略課、農政企画課、地域振興課】

### ③ 農地等保全・維持

＝継続＝

・安全・安心な農産物の生産拡大と循環型農業の普及を促進するため、耕畜連携によるたい肥を有効利用した有機栽培の支援、飼料用米などの生産振興などを行い、良質な農産物の生産への支援を行います。

【農政企画課】

＝継続＝

・地域の耕作放棄地を再生・利用する取り組みやこれに付随する施設の整備等に対し、総合的に支援します。

【農政企画課】

＝継続＝

・森林整備・低コスト林業を推進するための作業道整備や間伐事業、竹林整備の促進、しいたけ原木確保に係る支援の拡充を行います。

【林務水産課】

### ④ 地域の再生エネルギー源の有効活用

＝継続＝

・太陽光発電や水力発電などの、地域の特性を生かした自然エネルギーの導入・利用を啓発し、脱炭素社会の実現を図ります。

【生活環境課】

＝継続＝

・エネルギーを地域で生み出し、地域で活用する「エネルギーの地産地消」を推進することにより、人口対策、防災的な問題点の解決を見据えたまちづくりに取り組んでいくため、スマートエネルギータウン構想を推進します。

【経済・雇用戦略課】

### ⑥ ソーシャル・コミュニティビジネス等の支援・促進

＝継続＝

・ソーシャル・コミュニティビジネス<sup>4</sup>(地域社会貢献ビジネス)の起業支援のため、起業希望者の掘り起こしを行います。また、起業希望者が円滑に起業及び経営ができるように各種マーケティング調査を実施し、情報提供を行い、コミュニティの充実や雇用の創出を促進します。

【経済・雇用戦略課、地域振興課】

---

<sup>4</sup>「ソーシャル・コミュニティビジネス」とは、無店舗地域での食料品・日用品を扱う店舗の開業、ひとり暮らし高齢者への食事の宅配サービスなど、限られた地域に密着した草の根的ビジネスのこと。事業主体としては地元住民を主体としたNPOが多い。

◎主要強化施策に係る達成目標値・現在値

達成基準	R7年度目標値	現在値(R2実績)	担当課
6次産業化の取組及び農商工連携による高付加価値加工品の開発・販売推進（累計）	9件以上	4件	農政企画課
地域商社とつとりを核とした農林水産品等の地域資源のブランド化・高付加価値化（累計）	400件	355件	経済・雇用戦略課 農政企画課
ソーシャル・コミュニティビジネス申請件数（累計）	1件以上	1件	経済・雇用戦略課

3 魅力ある地域づくり・人づくりの推進

「個性」「魅力」を活かした地域づくり、人づくりの推進並びに集落の維持・活性化

① まちづくり協議会等を核とした地域の魅力と活力の向上

＝継続＝

・集落とまちづくり協議会との連携により、まちづくり協議会を核とした地域の魅力と活力を高める「地域コミュニティ計画」に基づいた活動を支援します。

【地域振興課、協働推進課】

＝継続＝

・中山間地域の活性化に向けて、住民や団体が自ら創意工夫を凝らして行う活動を支援します。

【地域振興課、協働推進課、農政企画課】

＝新規＝

・中山間地域の活性化に向けて、住民団体等が主体となった遊休施設(空き店舗等)を活用した取組を支援します。

【地域振興課】

② 地域で活躍する人材の育成

＝新規＝

・中山間地域の人材育成事業として「とっとりふるさとリーダーアカデミー」を実施し、中山間地域振興に向けて具体的な活動を立ち上げ、魅力ある地域づくりに積極的に取り組んでいくことのできる人材を養成します。

【地域振興課】

＝継続＝

・地域振興アドバイザーの派遣によって、まちづくりの事例や活動などの紹介や助言を通して、中山間地域振興の取り組みを広めていきます。

【地域振興課】

③ 地域運営組織の立ち上げ推進

＝継続＝

・将来にわたり地域住民が安心して暮らし続けることができる地域づくりに住民自らが主体的に取り組む「小さな拠点」機能形成の仕組みづくりの推進を支援します。(再掲)

【地域振興課】



＝新規＝

・地域内の複数の事業者による年間を通じた仕事の創出や、職員を年間で雇用してそれぞれの地域事業者に派遣する事業協同組合の設立等についての検討を行います。(再掲)

【地域振興課】

④ 小規模高齢化集落等の活性化の推進

＝継続＝

・小規模高齢化集落の限界化に歯止めをかけるため、集落現状・ニーズの把握とともに、将来の集落を担う移住者の確保、活性化を図ります。

【地域振興課】

＝継続＝

・魅力ある中山間地域・集落の形成のため、中山間地域振興推進員を設置し、活動を行います。

【地域振興課】

⑤ 伝統芸能・伝統行事等の維持・継承

＝継続＝

・地域の伝統に培われた伝統芸能・伝統行事、文化財などを次の世代につなげていくため、保存・活用に努めます。

【文化交流課、文化財課】

＝継続＝

・文化芸術活動を行う市民が交流・連携する機会を支援し、活動全体の活性化を図ります。

【文化交流課等】

◎主要強化施策に係る達成目標値・現在値

達成基準	R7年度目標値	現在値(R2実績)	担当課
まちづくり協議会等コミュニティ活動を通じた「協働」の取組件数(年間)	175件	115件	協働推進課
空き店舗等を活用した地域活性化への取組件数(累計)	22件	14件	地域振興課
地域課題に取り組むリーダーの認定者数(累計)	300人以上	292人	地域振興課

4 交流による活性化と移住定住の推進

定住人口、交流人口の拡大

① ふるさと・いなか回帰の促進

＝継続＝

・中山間地域の定住人口の増加を図るため、中山間地域の空き家などを活用して、UJIターン者への住宅支援等の拡充を図るとともに、お試し体験施設や二地域居住体験施設の利用を促進します。

【地域振興課】

＝継続＝

・地域団体と連携して空き家の利活用を推進するなど、移住者の受け入れ体制の充実を図ります。

【地域振興課】

＝新規＝

・オンライン相談や、SNSでの情報発信など本市の中山間地域への移住意欲を高める仕掛けづくりに取り組みます。

【地域振興課】

＝新規＝

・移住定住ポータルサイトの充実を図るなど、魅力ある田舎暮らしや空き家情報の発信に努めます。

【地域振興課】

＝継続＝

・市内高校生等を対象にした企業見学会の開催や、大学等に市内企業情報を発信することにより、若者の職業観・就業意識を高めながら、本市への定住促進を図ります。

【経済・雇用戦略課】

＝継続＝

・国内外のアーティスト等が地域と関わりながら行う滞在制作・展示活動を促進するとともに、工芸村を開設し、アーティスト等の移住定住につなげ、地域の活性化を図ります。

【地域振興課・河原町総合支所】

＝新規＝

・演劇祭等への支援を通じた国内外の芸術関係者との関係構築を進めます。

【文化交流課】

＝継続＝

・地域おこし協力隊など地域外の人材を積極的に誘致し、地域力の維持及び強化並びに地域の活性化を図ります。

【地域振興課・各総合支所】

＝新規＝

・都市部の大学と連携した学生と地域との交流を図り、関係人口のすそ野を広げます。

【地域振興課】

＝継続＝

・ふるさとの良さを子どもに伝える活動を推進します。

【学校教育課】

＝継続＝

・中山間地域の小規模校での特色ある学校づくりを推進します。

【学校教育課】

## ② むらとまちの交流とグリーンツーリズム促進

＝継続＝

・豊かな自然や魅力ある歴史・文化など地域資源の活用や農業体験など、イベント・物販・体験を通じ、中山間地域の住民が市街地の住民又は県外の都市住民と行う交流に対して支援し、地域間交流の拡大に努めます。

【地域振興課】

＝継続＝

・農家・漁家民泊の推進やグリーンツーリズム連絡会の事業拡大により、都市圏との交流人口の増加を図ります。

【地域振興課】

＝新規＝

・中山間地域の美しい原風景をめぐるイベント等への支援を通じ、地域の魅力発信に取り組みます。

【地域振興課】

### ③ 特色ある地域資源・伝統行事等による観光振興

＝継続＝

・全国的にも知名度が高く、本市最大の観光地である鳥取砂丘と、中山間地域に点在する温泉地や、豊かな自然環境の中で育まれた景勝地、伝統行事など魅力ある個々の観光資源を結ぶ周遊提案などを通じ全市一体的な観光振興を図ります。

【観光・ジオパーク推進課】

＝継続＝

・山陰海岸ジオパークでは、地形・地質をはじめとした多様な地域資源を官民一体となって保全するとともに、教育、観光、地域産業に活用し、持続可能な地域社会を目指した活動が行われており、中山間地域におけるジオパークの取り組みを通じた地域づくりを支援します。

【観光・ジオパーク推進課】

### ◎主要強化施策に係る達成目標値・現在値

達成基準	R7年度目標値	現在値(R2実績)	担当課
中山間地域への移住定住者数の累計	1,800人	1,368人	地域振興課
魅力ある民泊に向けた取組団体数の累計	8団体	1団体	地域振興課
関係人口拡大に取り組む団体の数の累計	8団体	1団体	地域振興課

＜中山間地域対策強化関連事業＞河原地域

強化方針 強化関連 事業へ 追加	強化方針 施策区分		項目名	事業概要	目標 【基本計画・施策】	令和4年度					令和5年度					備考	担当課	
	項目	施策内容				実施内容	実施内容	予算額 (千円)	決算額 (千円)	目標 達成度	事業の 方向性	実施計画	実施内容	予算額 (千円)	目標 達成度			事業の 方向性
	安心して暮らし続けることができる地域の維持	③防災・防犯の取組の推進	①協働による防犯対策の推進	1. 警察・地域住民(団体)と協働で行う、防犯パトロールの継続と充実 2. 地域住民(団体・学校)と連携したあいさつ運動の啓発・推進「安全で安心なまちづくり」	小中学生の安全・安心な暮らしの確保 【防犯・交通安全対策の充実】	○河原中学校学校運営協議会及び園長・校長会などで小中学生の現状等について情報交換した。 ○民生児童委員と支所職員による下校時における青色防犯パトロールを実施。(月、水、木曜日) ○交通安全啓発看板設置。(横断注意看板、横断旗の整備) ○まちづくり協議会によるパトロール(夏季夜間)	10	12	達成	継続	○河原中学校学校運営協議会及び園長・校長会などで小中学生の現状等について情報交換する。 ○民生児童委員と支所職員による下校時における青色防犯パトロールを実施。(月、水、木曜日) ○交通安全啓発看板設置。 ○まちづくり協議会によるパトロール(夏季夜間)	10				河町合所	原総支	
	安心して暮らし続けることができる地域の維持	③防災・防犯の取組の推進			小中高生者の健全育成及び地域の安全確保(町内犯罪0を目指す) 【防犯・交通安全対策の充実】	○河原中学校学校運営協議会及び園長・校長会などで少年犯罪や発生状況、傾向についての情報交換した。 ○夏休み中の夜間防犯パトロールを実施。(8/6.8/19 1時間程度)			達成	継続	○河原中学校学校運営協議会及び園長・校長会などで少年犯罪や発生状況、傾向についての情報交換。 ○夏休み中の夜間防犯パトロールを実施する。					河町合所	原総支	
	安心して暮らし続けることができる地域の維持	③防災・防犯の取組の推進			①あいさつ運動の啓発を進めて道徳の高揚を図る ②地域に暮らす全ての世代がお互いに声を掛け合い、助け合う「風土づくり」と「防犯の意識づくり」を行い、発展させることにより、地域と行政の協働による安全で安心なまちづくりを図る 【防犯・交通安全対策の充実】	○あいさつ標語の募集をし看板を作製、設置した。 ○智頭警察署管内防犯協議会での情報共有を行い、連携を図った。 ○交通安全の啓発に併せ、あいさつ運動を各学校、PTAなど市民と行政が協働で実施した。(10/17-21)	53	36	達成	継続	○あいさつ標語の募集をし看板を作製、設置する。 ○智頭警察署管内防犯協議会での情報共有、連携等について意見交換を行う。 ○交通安全の啓発に併せ、あいさつ運動を各学校、PTAなど市民と行政が協働で実施する。 ○交通安全の啓発と併せ高校生さわやかあいさつ運動を実施。	53				河町合所	原総支	
	地場産業の活性化と雇用の確保	③農地等保全・維持	②農業の振興と有害鳥獣対策の推進	1. 専業農家、農産物加工グループ、高齢化農家の支援と所得向上 2. 有害鳥獣被害防止支援と獣肉のジビエ活用推進	【これからの河原地域の農業振興の在り方等】について当事者の生きた意見を把握し、今後の施策に反映する。(H27年度変更) 【農林水産業の振興】	○コロナ拡大防止のため中止			-	未達	継続	○事業を継続して実施する。				河原町総合支所	河原町総合支所	
	地場産業の活性化と雇用の確保	②担い手の確保・育成と農林水産物、農林水産加工品等の販路拡大			専業農家の生産コストの縮減とブランド販売を目的とした販路の拡大 【農林水産業の振興】	○新規法人化を検討している組織・集落への情報提供を行った。			-	達成	継続	○既存農事組合法人への規模拡大に係る支援及び、新規法人化を検討している組織・集落への情報提供の実施。					農政企画課 河原町総合支所	河原町総合支所
	地場産業の活性化と雇用の確保	②担い手の確保・育成と農林水産物、農林水産加工品等の販路拡大			①農産物加工グループ(地元任意団体)の商品販売額(販売量)の向上 ②河原町特産品販売の拡大 【農林水産業の振興】	○農産物加工グループとの現状把握を行った。 ○道の駅と連携し、農産物加工品の販売を行った。			-	達成	継続	○農産物加工グループとの現状把握と情報交換を引き続き実施する。					農政企画課 河原町総合支所	河原町総合支所
	安心して暮らし続けることができる地域の維持	⑤持続可能な地域形成の推進			有害鳥獣被害防止対策の推進と獣肉解体施設稼働率向上及び解体獣肉の販売量の増 【農林水産業の振興】	○各集落に呼掛け電気柵等の設置事業に対して助成した。 ○地域で取り組む獣害対策体制づくりを構築するため、情報共有・連携を図った。	891	1,066	達成	継続	○地域で取り組む獣害対策体制づくりを構築するため積極的に講習会等に参加し、情報共有、連携を図る。	1,443				農政企画課 河原町総合支所	河原町総合支所	

<中山間地域対策強化関連事業>河原地域

強化方針 強化関連 事業へ 追加	強化方針 施策区分		項目名	事業概要	目標 【基本計画・施策】	令和4年度					令和5年度					備考	担当課	
	項目	施策内容				実施内容	実施内容	予算額 (千円)	決算額 (千円)	目標 達成度	事業の 方向性	実施計画	実施内容	予算額 (千円)	目標 達成度			事業の 方向性
	地場産業の活性化と雇用の確保	①6次産業化・農工商連携の推進	③企業誘致の推進と移住定住の促進(若者の流入・定住促進)	工業団地の確実な整備と企業誘致また空き家活用によるUJiターン者の増のほか宅地造成分譲による若者の定住促進	河原インター山手工業団地への企業誘致及び既設工業団地の拡張整備による企業誘致 【工業の振興】												企業立地・支援課 河原町総合支所	
	交流による活性化と移住定住の促進	①ふるさと・いなか回帰の促進			河原町へのUJiターン者の増(町外からの移住者)	○(一社)西郷工芸の郷あまじやくが行う、お試し定住体験事業(神馬)、移住定住空き家運営業務(西郷地区へのUJiターン者の受け入れ)を支援した。		747	600	達成	継続	○(一社)西郷工芸の郷あまじやくが行う移住定住空き家運営業務(西郷地区へのUJiターン者の受け入れ)を支援する。		450				市民生活部地域振興課 河原町総合支所
	交流による活性化と移住定住の促進	①ふるさと・いなか回帰の促進			河原町へのUJiターン者の増(町外からの移住者) 【ふるさと・いなか回帰の促進】	○有望な若手工芸作家の研修、生活基盤の確保を支援した。(支援期間を2年から3年に要綱改正を行った。) ○西郷地区工芸祭りを支援した。(令和4年10月約1500人) ○(一社)西郷工芸の郷あまじやくに委託している北村シェアハウス、本庭のゲストハウスの運営等を支援した。 ○西郷地区の活性化のため、地域おこし協力隊員1名を継続雇用した。(～1月末まで)		4,429	4,245	達成	継続	○有望な若手工芸作家の研修、生活基盤の確保を支援する。 ○西郷地区工芸祭りを支援する。 ○西郷地区をはじめ、河原地域活性化のため、おためし地域おこし協力隊員3名を募集する。		315				政策企画課 市民生活部地域振興課 河原町総合支所
項目削除					民間企業等参入による新たな宅地造成と分譲による定住促進 【工業の振興】	○宅地造成等動向の情報収集に努めた。				達成	継続	○宅地造成等動向の情報収集に努める。						河原町総合支所

<中山間地域対策強化関連事業>河原地域

強化方針 強化関連 事業へ 追加	強化方針 施策区分		項目名	事業概要	目標 【基本計画・施策】	令和4年度					令和5年度					備考	担当 課		
	項目	施策内容				実施内容	実施内容	予算額 (千円)	決算額 (千円)	目標 達成度	事業の 方向性	実施計画	実施内容	予算額 (千円)	目標 達成度			事業の 方向性	
	再配置基本計画等に基づき、関係各課と複合化に向けて協議を進めている。		④子育て・教育環境の充実	1. 学校施設の耐震化、生涯学習施設(中央公民館、地区公民館)の耐震化 2. 体育施設の整備(プール、体育館、運動場等) 3. 地域住民と小・中学校生徒及びPTAと連携した「河原町未来を語る会」の継続 4. 河原町文化祭などの文化活動の推進	各種教育・生涯学習・体育施設の耐震改修と整備及び中央公民館・体育施設等の効率的且つ効果的な管理体制を固める 【地域防災力の充実】											平成28年度(予)西郷地区整備費184,602千円	企業立地支援課 生涯学習・スポーツ課 河原町総合支所		
項目削除 「河原町未来を語る会」	交流による活性化と移住定住の促進	①ふるさと・いなか回帰の促進					「河原町未来を語る会」への参加者数の増と小中学生による実証 【教育の充実・郷土愛の醸成】	○河原町コミュニティセンターの管理体制及び設備更新と耐震改修整備に向けての協議を関係課で行った。											河原町総合支所
○	魅力ある地域づくり・人づくりの推進	⑤伝統芸能・伝統行事等の維持・継承					河原町文化祭への出展作品数・来場者数の増 【生涯学習の推進】	○作品展、音楽芸能発表会、バザー・茶席、人権講演会を開催した。(作品展約1100点・出演団体13団体、来場者約1,100名;令和4年11月4-6日)	491	491	達成	継続	○引き続き河原町コミュニティセンターの管理体制及び設備更新と耐震改修整備に向けて関係課と協議する。						河原町総合支所
○	交流による活性化と移住定住の促進	③特色ある地域資源・伝統行事等による観光振興	⑤観光振興に伴う交流人口の増	1. 河原城・湯谷荘・三滝荘への来訪者の増を目指す。 2. ジオパークエリアにある霊石山また八上姫を祀る亮沼神社の知名度アップとこれらを活用した地域活性化の促進 3. 年間約150万人が訪れる「道の駅 清流茶屋 かわはら」を活用し、河原町の情報発信と新たな特産品等の創出販売促進	①河原城への入館者増 ②湯谷荘の利用者増 ③三滝林間施設への入込客増 【滞在型観光の推進】		634	512	達成	継続	林間施設の指定管理者を含めたあり方を検討する。						林務水産課 河原町総合支所		
	交流による活性化と移住定住の促進	②むら・まち交流とグリーンツーリズム促進				むらとまち交流の増 【中山間地域活性化の推進】	○各施設の利用実態調査・分析を行い、入館者増に向けた効率的な情報発信の方法等について検討した。 ○各施設が行う事業等を支援した。 ○三滝林間施設の在り方について地元を始め関係機関と検討した。						○各地区まちづくり協議会のむらとまち交流事業を支援。(八上地区と丹波篠山市と交流)						市民生活地域振興課 河原町総合支所
	交流による活性化と移住定住の促進	②むら・まち交流とグリーンツーリズム促進				グリーンツーリズムの推進(民泊受入者の増) 【滞在型観光の推進】	○西郷地区むらづくり協議会による農家民泊講習会、武蔵野市との交流事業の受け入れ等の民泊事業は中止。 ○新たなゲストハウス開設支援相談						○各地区まちづくり協議会のむらとまち交流事業を支援。						市民生活地域振興課 河原町総合支所
	交流による活性化と移住定住の促進	③特色ある地域資源・伝統行事等による観光振興		①河原町の各種観光情報発信の充実強化(道の駅活用) ②新たな特産品の創出と販売 【滞在型観光の推進】	○かわはら道の駅を活用した河原町の各種観光情報発信を充実強化した。 ○鳥取市南地域利用促進会議と連携し、南地域ふるさとマルシェを開催した。					○かわはら道の駅等を活用した河原町の各種観光情報の発信を充実強化する。						河原町総合支所			
○	交流による活性化と移住定住の促進	③特色ある地域資源・伝統行事等による観光振興		あゆ祭りの情報発信強化等により因幡の夏イベントとして定着(2万人以上の来場者維持) 【滞在型観光の推進】	○コロナにより中止	5,145	0	未達	継続	○ポスターチラシに留まらない多様な情報発信を検討する。						河原町総合支所			
	交流による活性化と移住定住の促進	③特色ある地域資源・伝統行事等による観光振興		ジオパークエリア霊石山の観光資源の再発掘、整備、活用をして魅力を向上し、来訪者の増を目指す 【滞在型観光の推進】	○年2回、国英、河原、八上地区の3地区まちづくり協議会による合同霊石山保全活動が継続して実施された。 ○道の駅かわはら主催による霊石山を舞台としたトレッキング等のイベント事業が行われた。					○国英地区との連携により霊石山の活用や魅力の発信などを実行できるようなプランをつくる。 ○国英、河原、八上地区の3地区まちづくり協議会による合同霊石山保全活動の実施。 ○まちづくり協議会による体験活動事業(合同遠足)事業などの実施。 ○山頂へのアクセス道を整備する。						林務水産課 河原町総合支所			
	交流による活性化と移住定住の促進	③特色ある地域資源・伝統行事等による観光振興		亮沼神社等への来訪者の増 【滞在型観光の推進】	○河原地域をはじめ鳥取南部地域の魅力の発信と資源を活用した地域づくりの取組みが行われた。 ○道の駅及び地元団体が御朱印の発行業務を行っているほか、伝統行事を開催し、賑わいづくりやおもてなしを行った。					○観光を核とする地域づくりの取組みを行う。 ○御朱印発行など観光客へのおもてなし。 ○ふるさと納税制度と連動させ周知を図る。						河原町総合支所			

第 2 回地域振興会議会長会 資料	
令和 6 年 2 月 8 日	
担 当 課	市民生活部地域振興課
電 話	0857-30-8172 (内線 7311)

## 地域振興会議に代わる新たな会議体の方針案について

令和 6 年 1 月 31 日の支所長会議で、地域振興会議設置期間満了後（令和 7 年 3 月末）の会議体のあり方について方針案をまとめました。

### 1. 位置付け

任意機関（要綱設置）

### 2. 設置区域

合併前の旧町村区域ごと

### 3. 設置の目的

地域特有の課題や地域活性化について、地域住民が主体となって議論や検討を行い、本市の一体的な発展と持続可能な地域共生のまちづくりを推進する。

### 4. 所掌事務

- (1) 地域特有の課題や地域活性化について調査・研究を行い、解決策について検討する。
- (2) 対象地域住民の意向把握や情報共有に務める。
- (3) 課題解決にむけて、市に対して政策提案を行うことができる。
- (4) 必要に応じて、地域ごとのまちづくりの方向性を示した、地域プランを作成する。

### 5. 組織

委員人数：12名以下

委員構成：委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

- (1) 対象地域内に所在する団体等の代表者又は構成員
- (2) 対象地域内に居住する満18歳以上の者で公募に応じたもの
- (3) その他市長が必要と認めるもの

※対象地域に住所を有する者もしくは勤務している者またはこれらに準ずる者（対象地域の出身者等）

委員の委嘱：各総合支所長が市長へ内申

委員報償費：日額 7,000 円

その他：任期：2年（再任を妨げない。）

## 6. 会議

会議の召集：◆次の場合に会長が召集

- ①市長又は会長が必要と認めるとき
- ②委員の4分の1以上から請求があるとき

※必要があるときは、委員以外の者（オブザーバー）の出席等を求めることができる。

会議回数：6回程度（各支所6回分で予算要求する。）

会長会：◆市長は必要に応じて会長会を招集できる。

◆会長会の庶務は市民生活部地域振興課が処理する。

※年1回開催

その他：視察は隔年実施（4地域ずつで予算要求する。）

## 7. 意見等の尊重

課題解決に向けて市に対して政策提案を行うことができる。

※地区要望や陳情要望の内容のものは現行制度のスキームで行う。

## 8. 設置期間

設置期間は明記しない。

※2年任期×2期（4年）のスパンで会の検証を行い、要綱の見直し等を行う。

## 9. 庶務

各総合支所

## 10. その他

本庁地域振興課で運営経費等を予算化し、再配当する。

## 11. 今後のスケジュール

時期	内容
R6年2月2日	市長副市長協議において方針案の説明
R6年2月8日	第2回地域振興会議会長会において方針案の説明
R6年3月～5月	地域振興会議において方針案の説明・承認
R6年6月議会	議会総務企画委員会において報告
R6年7月～12月	地域振興会議において新しい会議体の決定
R6年12月議会	議会総務企画委員会において報告
R7年4月～	新しい会議体の開始